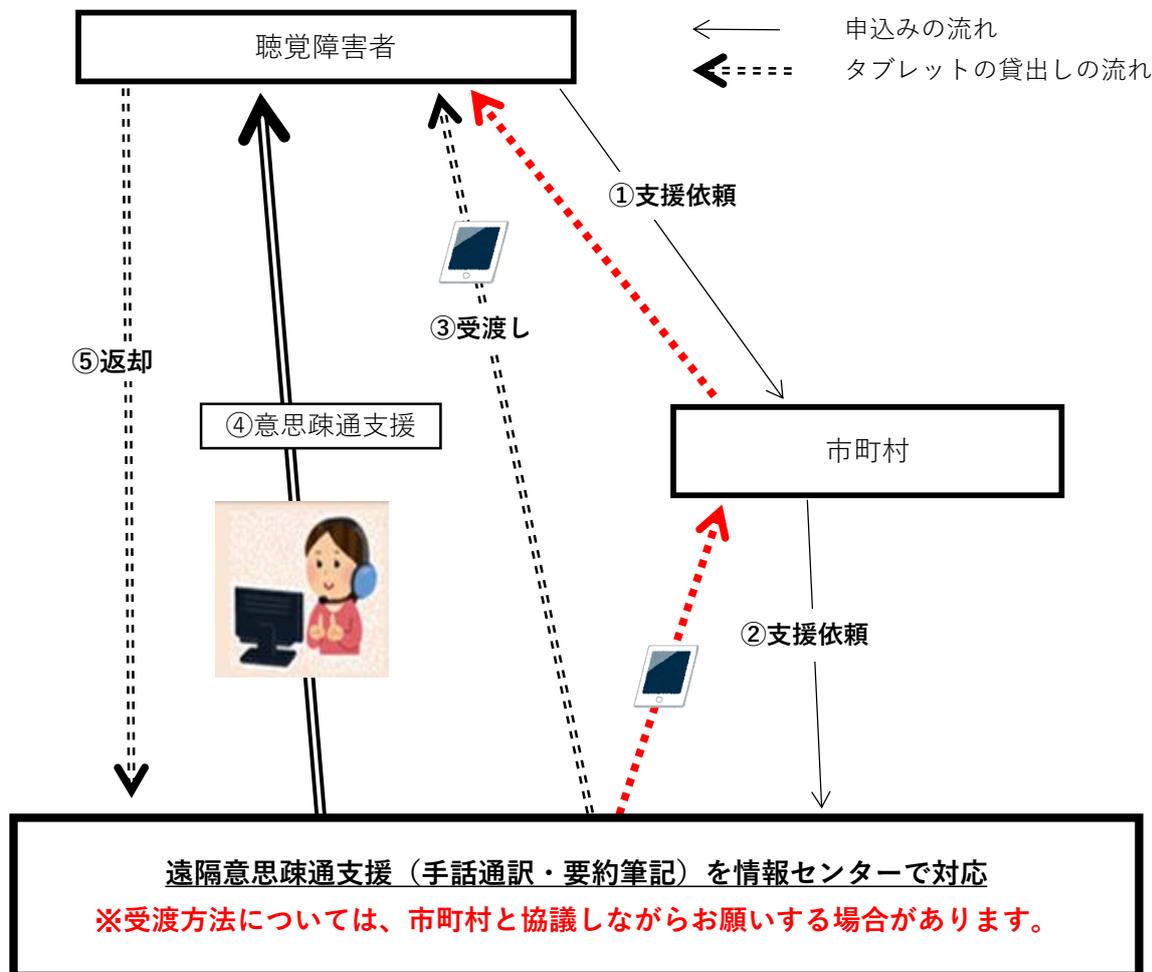


■ 申込みの流れとタブレットの貸出しフロー

(個人所有の端末で遠隔意思疎通支援を行う場合は、フローの①、②、④で対応できます)



< 意思疎通支援派遣の依頼方法とタブレットの貸出依頼の方法について >

- ・ 取扱いは同行通訳と同様です。市町村と締結した派遣契約に基づき、派遣費を請求いたします。
- ・ タブレット貸出が必要な時は申請書に記入して依頼ください。依頼は F A Xで行うと同時当センターまで電話又はメールしてください。

< 対応可能な日時 >

- ・ 月曜、火曜、木曜、金曜、土曜の 9 時～ 17 時 45 分 (水曜、日曜、祝日は休館)

< 遠隔意思疎通支援の対象範囲 >

- ・ 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者に対する通訳
- ・ その他、新型コロナウイルス感染症の拡大で同行通訳ができない場面

< タブレット返却時のお願い > 依頼者への周知にご協力ください。

- ① 返却する前に、必ずタブレット全体を消毒液で拭き、清潔しにしてください。
- ② 返却時の送料は依頼者負担です。
必ず、クロネコヤマトに「精密扱い」と伝え、当センターまでご返送ください。